

災害時における応急対策活動に関する

協力協定書

金沢市（以下「甲」という。）と一般社団法人石川県建設コンサルタント協会（以下「乙」という。）、一般社団法人石川県測量設計業協会（以下「丙」という。）及び一般社団法人石川県地質調査業協会（以下「丁」という。）は、甲が所有若しくは管理する道路、河川、上下水道、公園、農林業用施設等（以下「公共施設」という。）が地震、風水害、その他の大規模な災害により被災し又は被災するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民の生命、財産等を守り、市民生活の安定を図るため、相互に協力して応急対策活動（以下「活動」という。）を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、金沢市地域防災計画に基づき、甲が実施する活動について、乙、丙及び丁の協力を得ることに関し、必要な事項を定め、もって円滑な活動の実施に資することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、乙、丙及び丁に対して、公共施設の測量、調査、設計業務等（以下「応急調査業務」という。）の活動について、協力を要請することができるものとする。

（応急調査業務協力者等）

第3条 この協定に賛同し、応急調査業務を実施できる、乙、丙及び丁の協会員を災害時応急調査業務協力者（以下「協力者」という。）というものとする。ただし、協力者は当該年度の金沢市入札参加資格者名簿に記載されている業者の中から選定するものとする。

2 乙、丙及び丁は、この協定の締結後、速やかに、協力者の名簿を甲に提出するものとする。

3 乙、丙及び丁は、協力者の名簿について、その内容に変更が生じたとき又は甲から特に報告を求められたときは、速やかに甲に対し、当該事項について報告するものとする。

（連絡担当者の設置）

第4条 甲、乙、丙及び丁は、あらかじめ応急調査業務等に関する連絡担当者を定め、必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 乙、丙及び丁はお互いに調整し、甲との連絡窓口を一本化するものとする。

3 甲、乙、丙及び丁は、連絡担当者を定めたとき、又はこれを変更したときは速やかにそれぞれの窓口に報告するものとする。

(応急調査業務の調査者)

第5条 甲は、応急調査業務が必要な箇所ごとに協力者の能力、体制等について、乙、丙及び丁の意見を聴いた上で、協力者の中から応急調査業務の調査者（以下「調査者」という。）を決定するものとする。

(応急調査業務の要請、応諾)

第6条 甲は、調査者に対し、活動の日時、場所、内容等を記載した応急調査業務要請書を交付することにより応急調査を要請するものとする。

2 調査者は、前項の規定による要請を受けたときは、応急調査業務応諾書を甲に送付することにより出動を応諾するものとする。

3 甲及び調査者は、緊急の必要があるときは、前2項の規定にかかわらず、可能な通信手段を使用することにより、出動の要請及び応諾をすることができる。この場合において、甲及び調査者は、遅滞なく、応急調査業務要請書及び応急調査業務応諾書を交わすものとする。

(応急調査業務活動の実施)

第7条 調査者は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、直ちに指定活動場所に出動し、甲の職員等の指示に基づき活動を実施するものとする。ただし、被害が甚大で甲と調査者の連絡が不能となった場合や当該活動場所に甲の職員等が派遣されていない場合は、甲の要請を待たずに自らの判断により応急調査業務の活動を行うものとする。

2 応急調査業務の活動の円滑な実施を図るため、調査者はあらかじめ必要な技術者及び器材等の確保、動員の方法等を定めておくものとする。

(報告の手続)

第8条 調査者は、前条第1項の規定による応急調査業務の活動を行ったときは、その内容等を速やかに甲に報告するものとする。

(委託契約の締結)

第9条 甲は、応急調査業務の期間中又は完成後、速やかに、調査者と応急調査業務に係る随意契約を締結するものとする。

(費用の負担)

第 10 条 応急調査業務のうち次に掲げる被害の規模や内容を直ちに把握するために行う初期調査の費用にあつては、調査者が負担するものとする。

- (ア) 公共施設等の被災状況の目視による点検
- (イ) 公共施設等の被災状況の調査及び写真撮影
- (ウ) 公共施設等の被災状況の概略図の作成
- (エ) 費用負担を伴わない範囲での技術的助言

2 前項に掲げるもののほか、甲が必要に応じて要請する緊急的な調査の費用にあつては、甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第 11 条 調査者が、費用を請求するときは、明細書を添付するものとする。

2 甲は、前項の請求があつたときは、内容を精査し、速やかにその費用を支払うものとする。

(事故等)

第 12 条 調査者は、応急調査業務の活動に際し、やむを得ない事由により応急調査業務の活動を継続することができなくなった場合は、甲に対し、速やかにその状況等を報告するものとする。

(損害の負担)

第 13 条 第 7 条第 1 項の規定による応急調査業務の活動で第三者に損害を及ぼした場合は、調査者が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由により生じるものについては、甲が負担するものとする。

(公務災害補償)

第 14 条 甲は、調査者がこの協定に基づく応急調査業務の活動の実施により、死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、金沢市消防団員等公務災害補償条例(昭和 41 年条例第 35 号)の規定に基づき、これを補償するものとする。

(協力体制の構築)

第 15 条 甲、乙、丙及び丁は、平常時から相互の連絡体制等の確認を行い、災害時に備えるものとし、協力要請等については、原則として E メール等災害時に有効な手段により行うものとする。

(防災意識の向上)

第 16 条 乙、丙及び丁は、協会員に対して協定の意義、内容等をあらゆる機会を通して周知するとともに、市及び地域の防災活動に参加、協力を促すものとする。

(協議)

第 17 条 本協定に定めがない事項及び本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第 18 条 本協定は、締結日から適用する。

2 本協定締結と同時に、平成 27 年 1 月 29 日付けで締結した協定は、破棄する。

この協定を証するため、本書 4 通を作成し、甲、乙、丙及び丁記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 2 年 3 月 26 日

甲 金沢市
金沢市長 山野 之義



乙 一般社団法人石川県建設コンサルタント協会
会 長 新家 久司



丙 一般社団法人石川県測量設計業協会
会 長 新家 久司



丁 一般社団法人石川県地質調査業協会
会 長 矢野 好二

